

5. 令和6年度以降に義務化される主な事項について

令和6年度以降に義務化される主な事項は下記のとおりです。ご対応をお願いいたします。

【感染症対策の強化】 ※全サービス

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催(概ね3月に1回以上)、指針の整備、研修の実施(年2回以上)等に加え、訓練(シミュレーション)の実施(年2回以上)

イ その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、委員会の開催(概ね6月に1回以上)、指針の整備、研修の実施(年1回以上)、訓練(シミュレーション)の実施(年1回以上)等

- 参考
- ・ [【第3版】介護現場における感染対策の手引き \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ [【第3版】感染症マニュアル概要版_施設系 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ [【第3版】感染症マニュアル概要版_通所系 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ [【第3版】感染症マニュアル概要版_訪問系 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ [介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

【業務継続に向けた取組の強化】

未策定の場合、減算

※全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施(入所系サービス:年2回以上+採用時、その他のサービス:年1回以上+採用時)、訓練(シミュレーション)の実施(入所系サービス:年2回以上、その他のサービス:年1回以上)等を義務付ける。

- 参考
- ・ [介護施設・事業所における業務継続計画\(BCP\)作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ 令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.48 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

【高齢者虐待防止の推進】

未実施の場合、減算

※全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施(施設系サービス:年2回以上+採用時、その他のサービス:年1回以上+採用時)、担当者を定めることを義務付ける。

- 参考
- ・ [高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
 - ・ 令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.49 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

【認知症介護基礎研修の受講の義務付け】

※全サービス(訪問入浴介護を除く無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。

★研修の義務付けが免除される資格等

・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士等

【介護保険施設における口腔衛生管理の強化】

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者が口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うとともに、利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.84 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

【身体的拘束等の適正化の推進】※全サービス（施設系サービス、居住系サービスを除く）

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催〈3月に1回以上〉等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.51 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

【新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携】

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

施設系サービス及び居住系サービスについて、入所者又は入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.47 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

【医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化】

※訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

【参考】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.22 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)

【モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付】 ※福祉用具貸与

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。

【参考】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.61 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)

【「書面掲示」規制の見直し】 ※全サービス

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。令和7年度から義務付け。

【参考】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.149 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)

【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け】

※短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

【参考】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.110 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)

【診療未実施減算の経過措置の延長等】※訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成に当たって事業所医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）について、以下の見直しを行う。

ア 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。

イ 適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。

【参考】 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.75 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)